

デイサービスセンター

利用料＝通所介護費×回数＋サービス費×回数＋食事代(@600×回数)

* 単位数に10.14を乗じたものが1日の金額となり、内1割(平成27年8月からは一定以上の所得者の方は2割)を利用料としてご負担となります。

通常規模型通所介護費

通所介護 1回につき	通所介護Ⅱ1	通所介護Ⅱ2	通所介護Ⅱ3
	3時間以上5時間未満	5時間以上7時間未満	7時間以上9時間未満
要介護1	380	572	656
要介護2	436	676	775
要介護3	493	780	898
要介護4	548	884	1,021
要介護5	605	988	1,144

＜加算項目＞

サービス内容	要介護 1～5	内 容
通所介護個別機能訓練加算Ⅱ	56 / 日	機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し実施した場合
通所介護入浴介助加算	50 / 日	入浴介助を行った場合
通所介護サービス提供体制加算Ⅰイ	18 / 日	介護福祉士の有資格者を全体の40%以上配置している場合
中重度ケア体制加算	45 / 日	中重度の要介護者を受け入れるにあたり、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を一名以上配置
通所介護送迎減算	-94 / 日	同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合
	-47 / 日	送迎を行わない場合の減産(片道/1回)
通所介護処遇改善加算Ⅱ	2.2% / 月	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定

予防通所介護費

1ヶ月の自己負担 (月額)	要支援1	要支援2
	1,647	3,377

利用料＝予防通所介護費＋サービス費＋食事代(@600×日数)

＜加算項目＞

サービス内容	金額	内 容
予防通所サービス提供体制加算Ⅰイ1	72 / 日	介護福祉士の有資格者を全体の40%以上配置している場合(要支援1)
予防通所サービス提供体制加算Ⅰイ2	144 / 日	介護福祉士の有資格者を全体の40%以上配置している場合(要支援2)
予防通所介護送迎減算1	-375 / 月	同一建物に居住する者または同一建物から利用する者に通所介護を行う場合(要支援1)
予防通所介護送迎減算2	-752 / 月	同一建物に居住する者または同一建物から利用する者に通所介護を行う場合(要支援2)
予防通所介護処遇改善加算Ⅱ	2.2% / 月	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定
予防通所介護生活機能向上グループ活動加算	72 / 日	利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活の支援のための活動を実施した場合
予防通所介護運動器機能向上加算	228 / 月	理学療法士等を中心に看護職員等が共同して利用者の運動器機能向上に係る個別の計画を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合
予防通所介護若年性認知症受入加算	243 / 月	若年性認知症の利用者が予防通所介護サービスを利用した場合
予防通所介護事業所評価加算	122 / 月	運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算の対象となる事業所で、試行的取組として評価対象となる期間(原則として各1～12月迄の期間)において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に当該評価期間の次年度における当該事業所サービス提供につき加算

要支援は介護予防で、介護報酬は月額単位です。要支援1の方はおおむね1週間に1回、要支援2の方はおおむね1週間に2回がご利用の目安となっております。

＜共通 介護保険外の費用＞

要介護・要支援

食事代(食材料費+調理費)	600円 / 日
---------------	----------